

「2022年度消費生活アドバイザー-更新研修（集合講座）」新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、ご心配のことと存じますが、標記集合講座はスケジュール通り実施予定です。

お申込み後に、緊急事態宣言等が発せられた場合には、会場別に講座を中止とする場合があります。

そこで、集合講座を中止する場合の基準および対応を、FAQ方式（具体例）と合わせてご説明いたします。

各会場にご来場の際は、マスクの着用をお願い申し上げます。また、症状のある方の入場制限として、体温測定の結果、37.5度以上の場合は、受講いただけません。ご了承ください。

1. 台風等により集合講座を中止する場合の基準および対応**(1) 集合講座を中止とする場合の基準**

- ① 会場最寄り駅の公共交通機関の運行に大幅な支障があり、受講者の大多数が会場に来ることができない時。
- ② 会場の損壊等または講師不在等により、集合講座が実施できない時。

(2) 対応

- ① 中止決定後速やかに協会HPへ掲載するとともに、受講対象者へメール等にて連絡します。
- ② 中止講座の受講料をご指定の銀行口座に振り込み、返金します。
- ③ 別日程での開催、他の集合講座への振り替えは行いません。

2. 新型コロナウイルスへの対応（集合講座）**(1) お申込みに際して**

お申込み後に、緊急事態宣言等が発せられた場合には、会場別に講座を中止とする場合があります。

(2) 集合講座を中止とする場合の対応

- ① 協会より受講対象者へ講座実施の3日前までにメールまたは郵送にてご連絡します。
- ② 中止講座の受講料をご指定の銀行口座に振り込み、返金します。
- ③ 別日程での開催、他の集合講座への振り替えは行いません。

(3) 受講に際して

- ・ 会場でのマスクの着用 ・ 受付での消毒 ・ 距離をとった座席確保 ・ 会場の換気（空調換気含む）
- ・ 受付での検温（37.5度以上の場合は、受講いただけません。）

* 2022年度消費生活アドバイザー資格の手引き（19P参照）

FAQ

Q1 . 講座を中止とする場合の発表のタイミングはいつですか？

A1 . 政府・地方自治体からの緊急事態宣言等の発表次第ですが、原則、講座実施の3日前までに協会HP、受講対象者へメール等にて連絡いたします。

Q2 . 各会場のWEB申込期間を延長してもらえますか？

A2 . 申込期間の延長はいたしません。（現時点の判断です）

Q3 . 講座が中止となった場合、返金してもらえますか？

A3 . 受講料をご指定の銀行口座に振り込み、返金いたします。

Q4 . 講座が中止となった場合、別日程での開催はありますか。また、他の集合講座への振り替えはできますか？

A4 . 別日程での開催、他の集合講座への振り替えは行いません。ご了承ください。

Q5 . 講座が中止となった場合、返金ではなくeラーニング講座への振り替えはできますか？

A5 . 講座が中止となった場合は返金のみとなります。(現時点の判断です)

Q6 . 実施講座を欠席する場合、返金はしてもらえますか？

A6 . 受講料の返金およびeラーニング講座への振り替えは行いません。(現時点の判断です)

Q7 . 本年度の集合講座の内容は、eラーニング講座で受講できますか？

A7 . 2023年2月より申込み受付および配信を開始いたします。

(注：有効期限が2023年以前の方は4月より申込み受付および配信を開始いただけます)

Q8 . eラーニング講座がはじめてなのですが、申込方法を教えてください。

A8 . パソコン、スマホやタブレットでお申込みから受講までしていただけます。以下のマニュアルをご参照ください。

<https://www.nissankyo.or.jp/adviser/qualified/download/e-manuual2.3.pdf>

ポイントは次の通りです

- ・ご自身のスマホ、タブレットの動画視聴環境をチェック。
- ・有資格者サイトにアクセス(初めて登録される方はメールアドレスの登録が必須)

Q9 . 各会場での新型コロナウイルス感染防止の対応を教えてください。

A9 . 以下の対応を実施いたします。

- ・受付での消毒液(アルコール)の用意
- ・受付での体温計測(非接触型体温計)
- ・会場の換気(休憩時間に窓開放または空調による常時換気)

Q10 . 私の資格有効期限は来年の3月で切れます。今年4講座受講したいのですが、WEB環境がなくeラーニングはできません。

また、私は新型コロナウイルスに感染した場合のリスクが高く、集合講座は受講したくありません。このような場合はどうなりますか？

A10 . 以下の対応を実施いたします。

- ・資格は来年4月1日以降、一旦失効しますが、1年間に限り保留期間とします。
- ・同保留期間に、必要4単位を受講、更新手続きを行なうことにより、資格を更新登録できるものとします。
- *ただし、更新後の資格有効期限は、保留期間を除いた4年間となります。
- *また、同保留期間中は、一旦資格が失効していますので、消費生活アドバイザーを名乗ることはできません。

以上